

調 査 報 告 書  
(概 要 版)

平成30年10月5日  
(2018年)

新発田市いじめ防止対策等に関する委員会

はじめに

新発田市は平成29年6月25日に新発田市立中学校に在籍する男子生徒が自らの命を絶つという痛ましい事案が発生したことを受け、いじめ防止対策推進法28条1項の重大事態と捉え、新発田市教育委員会より、新発田市いじめ防止対策に関する委員会条例第2条に基づき、平成29年7月12日付で、本委員会が推進法第28条1項の規定による調査を行うこと、及びいじめの防止のための対策等に関して必要な事項を調査審議することの諮問を受け、調査審議を開始した。

本委員会の活動に際しては、生徒及び教職員を含む全ての関係者、さらに遺族の方々の人権に配慮しながら行われることは当然であるが、同時に「いじめ」に関する事実をいかに認定していくかの過程で公正公平を期していかなければならないため、できうる限り丁寧に慎重に行うことを当初確認した。さらに、各委員の立場や考え方は多様であったので、議論を建設的なものとし、報告書を有意義なものとするために、以下の事柄を共通事項として調査に取り組んできた。

まず何よりも重視したのは、第三者という立場で国の基本方針に則り、当該調査は、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとされている観点から「公平」、「中立」の視点で、先入観なく事実調査に徹するということであった。そのためには、関係者からの事情の聴き取りには労を惜しまず、学校、教育委員会を通して収集した資料の正確性を可能な限り検証しなければならないことも合意した。その結果、本委員会でも生徒、教員、遺族等の関係者に直接事情の聴き取りを行った。

さらに、各委員間で確認した調査の共通事項としては、亡くなった生徒が何故死を選んだのかということ念頭に、①全ての関係者（遺族、教育現場の生徒や教員たち）に寄り添い真摯に耳を傾けること。②一つだけでなく多様な視点で事象を評価、分析すること。である。

そして、各委員が学校で行われた調査の結果も含めた、膨大な資料に目を通し、それらの資料を参考にしながら、本委員会では新たな調査及び聴き取り調査を行い、さらに遺族の方からの要望を受け調査を実施した。得られた全ての情報を丁寧に検証し、委員の間で何回も議論を重ねた結果、この調査報告書を完成させた。なお、本報告書は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでない。

本委員会の調査には強制力がなく、関係者の任意の協力を得ながら行うものであり、一定の限界を伴うものであった。しかし、本報告書はできる限りの調査協力を求めながら、情報を収集し、得られた情報を基に、各委員の専門的知見を結集し、客観的な事案の検証に努めたものである。

本委員会の活動に関してご協力いただいた全ての方々に深く感謝しお礼を申し上げます。

新発田市教育委員会が本報告書を誠実に受け止め、これからの教育活動に役立てることと、「いじめ」の防止に努めていただけることを何よりも願っている。

平成30年10月5日

新発田いじめ防止対策等に関する委員会 委員一同

## 第1章 本委員会設置と活動の経過

平成29年6月25日（日）新発田市立中学校に在籍する2年生男子（以下A）が自殺したことを受け、新発田市教育委員会は、新発田市いじめ防止対策等に関する委員会条例第2条に基づき、新発田市いじめ防止対策等に関する委員会（以下「本委員会」）へ平成29年7月12日付けで、いじめ防止対策推進法第28条1項の規程による調査を行うこと、及びいじめ防止のための対策等に関して必要な事項を調査審議することを諮問した。

本委員会は、教育委員会の諮問に応じ、重大事態に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、調査、審議を行った。なお、本委員会が行う調査は、遺族の何があったのかを知りたいという気持ちに寄り添いながら同種事態の再発防止を図ることを目的にしており、責任を追及する趣旨で行われたものではない。

本委員会は、以下のとおり調査審議を行った。

### 1 書面資料

本件中学校、市教育委員会に保管されている関係資料と本件中学校が実施したアンケート調査を収集した。遺族からも資料を提供していただいた。さらに、本委員会が調査審議を行う過程で必要と考えた資料、情報について、その都度、関係者に提出又は報告を求めた。

### 2 聞き取り調査

聞き取り調査は、遺族、教職員、生徒、計13名に実施した。その他、中学校からの聞き取り調査に応じた聴取内容も、本報告書を作成するうえで、重要な基礎となっている。

### 3 本件中学校の現地視察

学校での様子、状況を具体的にイメージするために、委員全員が本件中学校を視察し、現地で教職員から説明を受けた。

### 4 本委員会の開催状況 別紙

## 第2章 本委員会が認定した事実 ・ 第3章 分析評価

### ○ いじめの認定

#### 1 1年時

1年生の夏休み明け以降、Aはそれまでかかわりのなかった男子生徒からあだ名で呼ばれるようになり、Aは、一方的にからかわれ、いじられていたもので、客観的には、対等な友達関係であったとは認められないものであった。さらに、クラス内でのあだ名が、他クラスにも伝播し、他クラスの生徒も加わって、からかわれるようになった。

#### 2 2年時

クラス替えが行われ、2年に進級しても、複数の生徒から継続してあだ名を言われ、状況はエスカレートしていった。4月から6月にかけて、あだ名などを言われたAは、言った生徒を追いかけるようになった。Aが、追いかけているところを目撃した教職員は、遊びでやっていたり、Aが楽しそうにやっていたりするように見えたと認識している。また、これらの行為をした一部生徒も、「Aは怒っているとか嫌がっているふうではなかった。」「その時は、Aは嫌がっているように見えなかった。」と述べている。

これらの行為は、示し合わせてAをからかっていたとは認められず、また、特定のリーダーないし首謀がいたとも認められない。Aをからかった理由としては、Aをからかい、Aから追いかけて逃げるのが楽しかったと証言しており、遊びの一環という意識を持っていた。

複数の教職員及び生徒が、Aが生徒を追いかける際に楽しそう見えたと述べているが、Aは、ほぼ毎日のように、複数人対Aという形で、悪口を言われ、追いかけるということを繰り返させられていたもので、その頻度や態様からすると、Aが遊びとして楽しくやっていたとは到底考えられない。

このような背景事情に鑑みれば、Aが表面的には楽しそうにしていたとしても、からかいに被害性を感じ、心身の苦痛を感じていたことは明らかである。

また、他の複数の生徒がAを嫌なもの扱いするようになった。Aが嫌なもの扱いされていることを認識し、そのような状況に心身の苦痛を感じていたと認めることができる。

これらの行為は、いじめの定義「当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じてい

るもの」にあてはまり、いじめであると認定する。

○ 自殺原因の検討

本委員会の調査によって得られた情報を総合的に分析評価すると、Aの自殺の原因は、いじめにあると推定することができる。

ただし、本委員会の調査では、複数のいじめ行為のうち、それぞれのいじめ行為がAの自殺に対してどの程度影響を与えたのか不明であり、自殺を行った最後のきっかけは何だったのか、十分解明できたとはいえない。また、Aが周囲に自身の心情を十分に汲んでもらえる人を感じられなかったことが孤立感を深めさせた可能性が考えられるなど、種々の要因があいまって生じた可能性があることに留意が必要である。

#### 第4章 本件中学校の対応と問題点

- ・ Aに関する様々な情報を複数の教職員が把握していたにもかかわらず、これが組織的に共有されず、各教職員が抱え込んだままとなっていた。また、Aについての固定的な見方を変えることがなく、「なぜ、そうなったのか」という深い背景まで思いが至らなかった。このことが、学校がいじめを見逃した原因である。
- ・ 1年担任は平成28年の秋頃、授業中に「○○（Aのあだ名）」という言葉が出た際、周囲の子がAを見たことに気づき、良い言葉ではないのでやめるように、それ以上やったらいじめだと指導したものの、そのことを深刻ないじめとは認識していなかった。
- ・ 2年担任は、4月に、Aから「あだ名で呼ばれている」と、Aと教師の交換プリント（生徒が日々の出来事、考えたことや感じたことを記入し、担任がそれに対しコメントをすることにより、生徒の状況を把握するためのプリント）や5月の教育相談で伝えられていたが、直接Aがあだ名を言われているところは聞いたことがなかった。Aが悪口を言われてむかつくと言い、やり返したり、昼休みに毎日笑顔で追いかけていて悪口を苦しめているようには見えなかったため、保護者にはその旨を伝えていない。
- ・ 教職員はAがあだ名を言われたり、追いかけていたりしているところを追いかけること捉えていたため、心身の苦痛を感じていたという認識が無かったと説明しているが、重要なのは「けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行う」ということである。本件中学校のいじめの理解では、当該部分が抜けており、本件においても正に教職員の見えないところで被害が発生し、Aの自殺という結果を防ぐことができなかったものである。
- ・ 文部科学省は、平成25年10月に「国のいじめ防止基本方針」を公表し、平成29年3月14日に改定を公表している。本件中学校のいじめ防止基本方針は、改定

前の国の基本方針に基づいて作成されており、本件発生時は、改定されていなかった。国の基本方針やその改定の重要性に鑑みれば、速やかに学校いじめ防止基本方針の見直し等の取組を進めることが必要であったが、本件中学校においてそのような取組がなされることはなかった。

- ・本件中学校では「いじめ不登校対策委員会」は開催されたことのない名目上のものであり、各教職員が生徒情報の重要性や対応の要否を個人で判断せざるを得ず、生徒情報が共有されなかった。その結果、本件においても様々な情報を教職員が把握していたにもかかわらず、これが組織的に共有されず、各教職員が抱え込んだままとなっていた。

## 第5章 提言

### ○ 教員への提言

本案件の調査結果を鑑みると、本件中学校の教員は、「感性」「想像力」が足りなかったと言わざるを得ない。全ての教員は、自己研鑽に努め「感性」を磨き「想像力」を鍛えることが求められている。文字にすれば単純な表現ではあるが、これらを身に付けることが、このような悲しい出来事を二度と起こさないためにもっとも重要である。

教員が「感性」を磨き「想像力」を鍛えるためには、余裕が必要である。学校現場の多忙化の中で、学校の工夫だけで、余裕を生み出すことは難しい。しかし、このような状況でも、工夫や心がけ次第で、「感性」や「想像力」を鍛えなければならぬ。工夫や心がけのヒントとして、次の4点をあげる

#### ① 生徒の見方を固定させない。

Aに対する教員の見方は、追いかけてこをして、他の生徒を捕まえている姿をみて、相手に怪我をさせるのではないかと思っていた。教師は、Aについての固定的な見方を変えることがなく、「なぜ、そうなったのか」という深い背景まで思いが至らなかった。Aが追いかけるきっかけに、悪口、からかい等があることに気づけなかったのである。また、一般的に普段から遊び仲間のグループ内でいじめがあるとき、いじめを見逃しやすいと言われている。

このようないじめを見逃さないためには、「あの子はこういう子」という自身の固定観念にとらわれず、生徒を観察したり接したりする必要がある。

#### ② 他の事案に学ぶ

本件に似たような事例は、県内でも発生し報道もされている。また、自殺事案も複数有り、その都度、校長は教員に対して注意喚起（指導）をしている。しかし、残念ながら本件中学校の教員は結果的にこの校長の注意喚起を生かすことができなかった。このような事例を他山の石として、自分の学校の生徒に同じようなことが起こるのではないかと考えるだけでも、いじめを見逃さないきっかけに

なったのではないだろうか。

③ 気になることは他者に伝える

AはAと教師の交換プリントや教育相談にあだ名で呼ばれていることを担任に伝えている。担任は、相手に注意することや相談を改めてすることを提案しているが、そこから踏み込んだ対応をしなかった。これは、担任はAの意思を尊重したうえで対応であったと証言している。振り返れば、このとき踏み込んだ対応をしていればこの対応は悔やまれるところである。

このことから、教員が意識しなければならないことは、「気になることは他者に伝える」ことである。たとえ、組織的に報告をあげなくても、他の教員に伝えるだけで、複数の見方が生まれ対応が変わってくることもあるはずである。多忙な中であるからこそ、自分では些細なことと思うことでも、少しでも気になることは、自分だけで抱えてはならない。

④ データを鵜呑みにしない

学校では様々な検査やアンケートを行っている。教師は、データを参考にすることは大切なことであるが、データは生徒理解のための資料の一部であって、万能でないことをしっかりと心に留め置き、日々の観察や生徒との会話等から把握した生徒の実際の姿から、生徒の状況を感じとることが必要である。ただし、教師が細かいところに気付くためには、心身ともに余裕のある状況が必要であるが、現状では余裕のない環境であり、改善が求められる。

⑤ 家庭への連絡を

保護者は、学校内での普段の子どもの様子はなかなか分からない。まして、思春期まっただ中のほとんどの中学生は、学校での出来事を保護者に伝えることはないであろう。教師は、このことを踏まえて、生徒の些細な変化や気になることを積極的に保護者に情報提供・共有しなければならず、多忙を理由にこれを怠ってはならない。中学校の1学期は、学級編成を行ってから、保護者と顔を合わせるのが、学期末になることが多い。保護者は進級してから3～4ヶ月間、担任からの連絡がない場合が多いと思われる。これでは、学校・教師と家庭との間で相互に信頼関係が構築されないため、このような状態にならないように、教師は努めなければならない。また、このことは、学校全体で対策を講ずる必要がある。

○ 学校への提言

1 いじめの定義、ガイドラインの周知の徹底

本件を振り返ると、本件中学校教職員は「いじめ防止対策推進法」「いじめ防止のための基本的な方針（文部科学省）」「新発田市いじめ防止基本方針」の認識が甘いと言わざるを得ない。このことは、管理職の指導不足である。今後は、学校の全ての教職員が法律や基本方針を踏まえた認識をもっていじめへの対応ができるように十分な指導が必要である。同時に生徒、保護者にも年度初めはもとよ

り、適宜繰り返しいじめの定義やいじめの禁止について指導、周知させることが必要である。

## 2 組織的な情報収集への工夫

本件中学校でも、いじめなど生徒指導に関しては、「組織で対応する」ことになっており、様々な場面で、管理職や生徒指導主事が教職員に対して指導、周知してきたことである。本件の問題点として、組織に上がる前の段階で情報が途切れてしまっていることが挙げられる。それを解消するための提言として、次の2点をあげる。

### ① アンケートや教育相談内容は複数の教員が確認すること

担任が持っているアンケート用紙や教育相談中にとったメモなど各学年生徒分を各学年主任が点検する必要がある。これを行うだけで、いじめが見逃されることがかなり防げると思われる。

### ② 教職員からいじめに特化した情報交換会または情報収集を定期的に行う

本件中学校だけに限らず、学校現場は多忙である。そのため、担任以外の教員や介助員などの学校教職員が何か情報を持っていても、担任や学年主任に伝えにくい環境にある。ことが起こってから「そういえばあの時…」などの情報が上がってくるのがよくある。気付いたときに、できるだけ早く対応できていれば早期発見、未然防止に繋がるはずである。それを防ぐために、いじめに特化した情報交換会または、情報収集を定期的に行うべきである。本件中学校でも、定期的に学年会が行われていたが学年会は、生徒指導だけでなく、総合的な学習や学校行事など種々多様な議題が多い。いじめに対応するための情報収集の場や時間の確保について短時間であっても回数を多くとるなど工夫をすべきである。

また、副担任が各学年に配置されているが、担任と副担任とが双方のもつ生徒の情報について十分に議論できるよう工夫する必要がある。

### ③ 記録の管理の徹底

本件中学校では、教育相談の記録はメモ程度しか残されておらず、どんな相談がなされたのか、担任以外が知ることはできない状況であった。また、学年会の中での生徒に関する記録も参加者個人のメモ程度のものでしかない。この状況では、組織で対応することを謳っていても情報伝達に問題が残る。少なくとも、相談の内容やその時の様子など記録していなければならない。また、過去の相談の記録やアンケート結果などが教員であればいつでも閲覧でき、指導の参考とできるようにする必要がある。

## 3 生徒のいじめを起こさない、いじめを許さない意識を高める

①生徒にいじめを起こさない、許さない意識を常にもたせる必要がある。そのためには、教科化される「特別の教科道徳」の時間においては、例えば、いじめの加害者、被害者、観衆、傍観者のそれぞれの心情について深く考えさせたり、自己



を振り返らせたりさせたい。いじめについて生徒が真剣に考え議論する授業を展開し、生命尊重、思いやり、善悪の判断などを醸成する必要がある。さらに、全教育活動を通じて生徒の自尊感情と自己有用感を高め、自他を認め合い尊重し合う人間関係作りにねばり強く継続的に取り組むことが重要である。他にも、新潟県が推進するいじめ見逃しゼロスクールにおいて、生徒の発想や自主性を発揮させた主体的な取組に引き続き取り組むなど、いじめを起こさない、起きにくい学校の風土を形成していかなければならない。

②いじめの被害に遭っていることを周囲の大人に伝えやすい環境を作る必要がある。いじめで苦しんでいる本人がいじめの被害に遭っていることを伝えられずにいるケースが多いことは周知の事実である。そこで、新発田市教育委員会が今年度から導入したCAP（Child Assault Prevention）プログラム（注1）は大変有効な手段の一つと考えられる。生徒はいじめの被害を受けた場合には、信用できる第三者に伝えることを具体的に学んでいる。教師や保護者はそのサインをどう受け取ればよいのかを学んでいる。この取組を継続することで、いじめで苦しんでいることを伝えやすい環境が形成されるものと期待する。学校には、生徒にとってより有意義な活動になるように積極的に取り組むことを求めたい。

③いじめを認知する方法としてアンケート調査も有効な手段である。しかし、いろいろな理由からアンケートに書かない生徒がいることも事実である。教員はアンケートが万能でないことをしっかりと認識し、少しでも生徒の本当の心を把握できるようにアンケートの内容や方法（回答のさせ方、回収の仕方等）について工夫と検討を加える必要がある。さらに、周囲の生徒からの情報も重要であることから、周囲の生徒が情報を出しやすくすることも大切である。

一方で、教員をはじめとする大人から生徒に声をかけることも重要である。アンケート調査等で何も記載がないからと言って安心するのではなく、どの子もいじめられる可能性があることを念頭に、普段から生徒一人一人に声かけをおこなう信頼関係を構築して、相談しやすい雰囲気を作ることである。「おはよう。」「さようなら。」の挨拶からでもそのきっかけは作れる。このことは、保護者や地域と連携することでより効果が高まる。いじめから生徒を守り抜くには、いろいろな立場の人が生徒の周りにいることが大切である。様々な場面でそうした人々と生徒との距離を近づけ、誰か相談できる大人が生徒の周りにはいる環境を作っていく努力が大切である。

（注1）子どもたちがいじめ、虐待、性暴力といった、様々な暴力から自分を守るための人権教育プログラム

○ 国、県、市の教育行政機関、行政機関への提言

本件中学校の教員が「感性」が鈍り「想像力」が働かなかったのは、特別な教員集団だったからなのだろうか。答えは否である。本件中学校の教員は、他の学校と比べて職務遂行能力が劣っていたのではない。それは、本件中学校の学力実態、本件が発生するまでの生徒指導の記録などから推察される。生徒指導部が上がっていた多くの事案に対して、適切に対応していたことからもうかがわれる。つまり、本件のような事案は、どこの学校にでも起こりうると思われる。本件中学校でいじめが見逃されてしまった要因の一つに、生徒と向き合う時間が不足していたことが上げられる。「教師と生徒が向き合う時間の確保」こそが、いじめの早期発見、未然防止に繋がっていくと考える。この時間の確保を個々の学校の工夫だけに求めるのは無理がある。国、県、市の教育行政機関、および財政当局が子どもたちのために真剣にこの問題に取り組むことを強く望むものである。

#### 1 教員定数の増員

中学校現場の多忙な状況をすべて列挙することはできないが、学校の多忙化はなかなか解消できないというよりは、一層業務量が増えているような状況である。学校への提言では、記録をとることを求めたが、現場ではその時間すら十分に確保できずにいる。このような状況で、多くの教員は、熱意と使命感で生徒と接しているが、それだけでは対応が困難になっている。国の中央教育審議会では平成29年12月に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」を発表し、それに沿った施策も進めている。しかし、根本的に多忙化を解消し、「教師と生徒が向き合う時間の確保」のためには、教員の基礎定数を増やすことが近道であり最善の方法であると考えられる。

#### 2 業務改善のための設備や施策の充実

教員の業務は種々雑多である。これらの業務を効率よく処理するには設備の充実が欠かせない。例えば、小テストをタブレット端末で答えさせることで、即座に採点し評価することができ教育的効果を上げることができる。また、校務支援システムを導入することで、通知表や出席簿等の諸帳簿の処理が格段に効率化される。しかし、これらの機器やシステムの導入は一部の学校に限られており十分とは言えない。日常的に使用する印刷機ですら、時間節約につながる機能がない旧式のままの学校が多い。企業では、データを簡単に電子データ化することができ、電子媒体に記録させている。学校は、社会のスタンダードから外れていると言わざるを得ない。

記録の重要性は、前述したとおりであるが、学校現場には記録を取る時間すらないのが現状である。教員が子どもと向き合う時間の確保が求められている。そのためには、教員の多忙化の軽減につながる施策も必要である。例えば国が今年度スタートしたスクールサポートスタッフ（注2）はその一つである。これは、人手不足

に悩む学校現場にとっては非常に有効である。しかし、平成30年度は国からの新発田市への配置は29校中3校に限られている。これを市の単独事業として取り組むことも考えられる。

これらの、設備を充実、人材の確保は、子どもと向き合う時間の確保に直結するものであり、延いては子どもたちの命を守り、未来への投資とも言える。国、県、市の英断を望むものである。

### 3 いじめ防止対策事業の継続

新発田市教育委員会が今年度から導入したCAPプログラムのように直接いじめの発生防止につながる施策は、少なくとも3年間は継続し、検証を行う必要がある。いじめの防止や多忙化の軽減につながる取り組みによっていじめの防止や多忙化の軽減にどれだけ成果があったのかを客観的に評価することは非常に難しく、短期間で成果が出ないことも考えられる。いじめ対策や多忙化の軽減につながる施策については、目の前の成果のみにとらわれることなく、長期にわたる安定的な予算措置が必要である。

(注2) 教員の負担軽減を図り、教員がより児童生徒への指導や教材研究に注力できる体制を整備することを目的に小・中学校に配置された支援員

#### ○ 本件中学校の保護者の皆さん

本件中学校の2年生Aさんの自殺という、あってはならないことが起こってしまいました。その事実を知った時から、Aさんのご両親のお気持ちを察し、心を痛めたり、自分の子はいじめられてないのか、自分の子はいじめる側でないのかなど、さまざまな思いが巡ってきたりしたことでしょう。

本委員会が認定したいじめは、あだ名で呼ぶなどのからかいや、嫌なもの扱いなどです。暴力的なことなど刑法に反するようなことはなかったと考えています。からかいなどは、自分が子どもの頃にもあったし重大事態になるようないじめではないという考えをもっている保護者の方もいると思います。しかし、現実には重大な事態を招いてしまいました。人の感じ方は人それぞれです。千差万別なのです。いじめに些細ないじめはないと思うべきです。自分の子に対して、人のいやがることをしていないか、いじめにつながるようなことをしていないか、嫌な思いはしていないか、親として確認することは大切です。

子どもたちは思春期まっただ中です。思春期は疾風怒濤の時代と言われます。我々大人もその時代を経験しているのですが、その時の気持ちを思い出そうとしても思い出すことはできません。子どもたちは、大人の想像を超えた様々な気持ちをもっているのかもしれない。この時期の子どもは時に、大切なことや重要なことこそ、心配をかけたくない、恥ずかしいと考えて、親や大人に言わない、

言えないこともあります。そんな思春期の中にいる子どもと日々接するのに一番重要なことは、過剰な手出しはせず、子どもをしっかりと見守ることだと思います。そして、いつでも子どもとコミュニケーションがとれる家庭の雰囲気作りに努めてください。話をするときには、大人の価値観を押しつけるのではなく、まずは子どもの話をしっかりと聞いてやることだと思います。聞く中で親として必要なことがあると感じた時は、一歩踏み込んで子どもを守るための行動を起こして欲しいと思います。

本件中学校では、学校行事の際に保護者や地域の方がボランティアで子どもたちを見守ったり、子どもができない作業を手伝ったりしていると聞いています。これからも、この協力体制を維持して、できるだけ多くの方が参加してください。そして、自分の子だけでなく、他の子の様子も見てほしいと思います。子どもたちは、たくさんの人の中で生活しています。その中で、人との接し方を学び成長していくのです。人との協力や協働があってお互いに高め合っていきます。自分の子だけが良くなることはありません。みんなが良くなっていく中で自分の子どももよくなるのです。そのために、学校の様子を自分の目で見える機会を捉えて、学校と協力して子どもの成長を支えてください。

#### ○ 生徒の皆さんへ

あの日を境にAさんはいなくなっていました。Aさんがなくなったことで、いままでに感じたことのないショックを受けたひともいることでしょう。今でも、なんとなく不安になったり怖くなったりすることがあるかもしれません。Aさんの死に直面した生徒の皆さんに次の2つのことを考えてほしいと思います。

1つめは「いじる」と「いじめ」についてです。テレビ番組では、お笑いタレントが誰かをいじって笑いを取っています。お笑いタレントは、視聴者に笑ってもらうために、いじっています。いじられる側は、それに突っ込んだり、怒ったりして笑いを取っているのですが、嫌だという感情はわからないと思います。しかし、君たちの周りには「いじられキャラ」の人はどうでしょうか。嫌だという感情はわからないのでしょうか。

Aさんは、いろいろなあだ名があったようです。その中には、嫌なあだ名、ちょっと嫌なあだ名、最初は気にならなかったけど徐々に嫌になってきたあだ名があるようです。人の感情は、いつも同じではありません。また、嫌なことが積み重なっていくとだんだんと耐えられなくなることもあります。皆さんの周りで、「いじる」が「いじめ」になっていることはありませんか。考えてみてください。もしも、他の人のことで気になることがあった時には、その人に声をかけてください。難しい時には、そのことを友達でも、家族でも、先生でも、身近な大

人でも誰かに伝えてください。いじめアンケートや手紙、電話、メールなど方法はいくらでもあります。

もう1つは、相談することの大切さです。今までの人生の中で、いなくなりたいとかだれも自分のことを知らない世界に行きたいとか思ったことはありませんか。今は、そんなことは思ったことはないかもしれませんが、これから思うことがあるかもしれません。

そんなときは、その気持ちを誰かに話してください。上手に話す必要はありません。誰かに話をすることが大切なのです。話しても解決できない、話しても無駄だと思ってしまうかもしれませんが、話すことによって自分の中で何かが変わることが多いのです。あなたは、決して一人ではありません。きっと誰かが助けてくれます。もし、友だちから命に関わるような相談を受けたり、行動を見たりした時は、自分だけで抱え込まずに大人に伝えてください。それが命を守る行動となります。

皆さんは、これまでいろいろな人とかかわり合いながら生活する中で成長してきました。これは大人になっても変わることはありません。人は一生いろいろな人とかかわり合いながら生きていきます。人とかかわり合いは、自分を高め人生を楽しく豊かにしてくれます。一方で、かかわりの中でトラブルが発生したり、時には相手に対してマイナスの感情を抱いたりすることもあります。そんな時こそ、互いの考え方を伝え合って問題を解決することが大切です。意地悪や嫌がらせをしても何の解決にならないことは皆さんもよく分かることと思います。互いの気持ちを言葉で伝え合い互いを理解し合おうとすることが大切です。

最後に、Aさんはいません。戻ってきません。このことをそれぞれがしっかりと受け止めてください。

本委員会の開催状況

日付	委員会	その他の活動
平成29年7月12日	第1回会議	
8月19日	第2回会議	
9月20日	第3回会議	
9月29日	第4回会議	
10月18日	第5回会議	聴き取り
11月15日	第6回会議	聴き取り
11月21日	第7回会議	聴き取り
12月5日	第8回会議	
12月27日		聴き取り
平成30年1月17日	第9回会議	
1月24日		聴き取り
1月31日		聴き取り
2月27日	第10回会議	
3月28日	第11回会議	現地視察
4月4日		聴き取り
4月23日	第12回会議	
5月1日	第13回会議	
6月7日	第14回会議	
6月29日	第15回会議	
7月12日	第16回会議	
7月24日	第17回会議	
8月2日	第18回会議	
8月23日	第19回会議	
10月5日	第20回会議	答申